

大和高田市教育委員会後援等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市以外の団体が行う教育に関連する事業及び行事（以下「事業等」という。）に対して、教育委員会が後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）をする場合の基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が事業等の趣旨に賛同し、補助金、負担金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行わず、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 教育委員会が事業等の企画又は実施に参画しないが、補助金その他の金銭の交付、物品の提供及び人的支援を行うことをいう。
- (3) 共催 教育委員会が事業等の企画又は実施に参画し、当該事業等に職員等を配置し、参加させ、及び負担金その他の金銭の交付を行い、かつ、責任の一部を負うことをいう。

(承諾の基準)

**第3条** 後援等は、次の各号のいずれにも該当する事業等に限り承諾するものとする。

- (1) 市の教育施策の推進上有益であると認められるものであること。
  - (2) 事業等の目的及び開催日程が明確であること。
  - (3) 広く一般市民を対象とした事業等であって、原則として市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等である場合又は市を広く知らしめることが期待できる事業等である場合は、この限りでない。
  - (4) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力があると判断される団体又はその長が主催するものであること。
  - (5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に係る措置がなされていること。
  - (6) 参加者から入場料その他費用を徴収する事業等にあつては、当該費用の金額が類似する他の事業等において徴収する費用の額に比して不相当に高額でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援等を承諾しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 専ら営利又は商業宣伝を目的とするもの
  - (3) 特定の宗教及び政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
  - (4) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するもの
  - (5) 青少年の健全育成を阻害するもの
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるもの
  - (7) その他後援等を承諾することが不相当と認められるもの
- （申込手続）

**第4条** 教育委員会の後援等の承諾を受けようとする者は、原則として事業等を実施する日の1月前までに、後援等承諾申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 主催者の概要、活動目的及び活動実績を明らかにする書類
  - (2) 役員その他事業等関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
  - (3) 事業等の目的及び計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
  - (4) 入場料その他費用を徴収する場合にあっては、事業等に係る収支予算書等
  - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- （承諾の決定等）

**第5条** 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、後援等を承諾するときは後援等承諾通知書（様式第2号）により、承諾することが適当でないとき認めるときは後援等不承諾通知書（様式第3号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による承諾に際して、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 後援等に使用する名義を大和高田市教育委員会とすること。
  - (2) 事業等を実施する際に生じた事故、災害等については、教育委員会の後援等の承諾を受けた者の責任において処理を行うこと。
- （事業等の内容の変更）

**第6条** 教育委員会の後援等の承諾を受けた者は、当該事業等を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、後援等承諾変更届出書（様式第4号）により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(実施事業等の報告)

**第7条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、後援等を承諾した事業等の実施状況その他必要な事項について、後援等実施事業等報告書（様式第5号）により、教育委員会の後援等の承諾を受けた者に報告を求めることができる。

(承諾の取消し)

**第8条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条の規定による承諾を取り消すことができる。

- (1) 申込書の内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (2) 教育委員会の後援等の承諾を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) その他教育委員会が承諾を取り消すことが適当と認めたとき。

(事務主管課等)

**第9条** 後援等に関する承諾の事務は、当該後援等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

(補則)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

大和高田市教育委員会 宛

団体名

代表者

印

担当者
住所
連絡先

後援等承諾申込書

次の事業等について、大和高田市教育委員会の〔後援・協賛・共催〕に係る承諾を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

事業等の名称	
主催者	
実施日又は 実施期間	
実施場所	
入場料等	(入場料) ・無料 ・有料 ( 円) (その他の費用)
実施目的	
事業等内容	

誓約事項

- この団体は、大和高田市の教育活動の向上及び普及振興に寄与する団体であることを誓約します。
- この団体は、大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する基本理念にのっとり、現在いかなる暴力団とも関係がないことを誓約します。

代表者氏名

印

様

大和高田市教育委員会 印

後援等承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました次の事業等について、[ 後援・協賛・共催 ]  
の承諾を決定しましたので、通知します。

事業等の名称	
実施日又は実施期間	
実施場所	
使用を承諾する名義	
承諾の条件	

様

大和高田市教育委員会 印

後援等不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました次の事業等について、[ 後援・協賛・共催 ]  
を承諾しないことに決定しましたので、通知します。

事業等の名称	
不承諾の理由	

大和高田市教育委員会 宛

団体名

代表者

印

〔 担当者  
住 所  
連絡先 〕

後援等承諾変更届出書

大和高田市教育委員会の〔後援・協賛・共催〕の承諾を受けた次の事業等について、その内容に変更が生じたので届け出ます。

事業等の名称	
変更事項	変更前
	変更後
変更理由	

大和高田市教育委員会 宛

団体名

代表者

印

後援等実施事業等報告書

大和高田市教育委員会の〔後援・協賛・共催〕の承諾を受けた事業等について、次のとおり報告します。

事業等の名称	
実施日又は 実施期間	
実施場所	
入場料等	（入場料） ・ 無料 ・ 有料（ 円） （その他の費用）
参加者数	
特記事項	